

答 申 書

吉川市特別職報酬等審議会は、令和5年11月1日、市長から、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の額の改定について諮問を受けたので、これに対し諮問の趣旨を十分に勘案の上、適正な額を見いだすべく慎重に審議した。

その結果、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給月数については、諮問のとおり、現行の「4.40月」から0.10月引き上げることにより「4.50月」に改定することが妥当である旨答申する。

さらに、上記改定の施行期日については、令和6年4月1日とすることが妥当である旨答申する。